

「特別自治市」が 目指すもの



平成24年11月15日
横浜市長 林 文子

●本日お話しする内容



- 1 横浜市の歩み**
- 2 大都市の現状・課題**
- 3 政令指定都市制度の課題**
- 4 海外の大都市制度**
- 5 新たな大都市制度「特別自治市」**

1 横浜市の歩み

●横浜市の歩み①

<明治期(開港)～昭和初期>

1859(安政6)年 横浜開港



「横浜海岸通之図」三代広重画 明治3年(1870)
(横浜開港資料館所蔵)

<明治期(開港)～昭和初期>

1889(明治22)年

市制施行

1927(昭和2)年

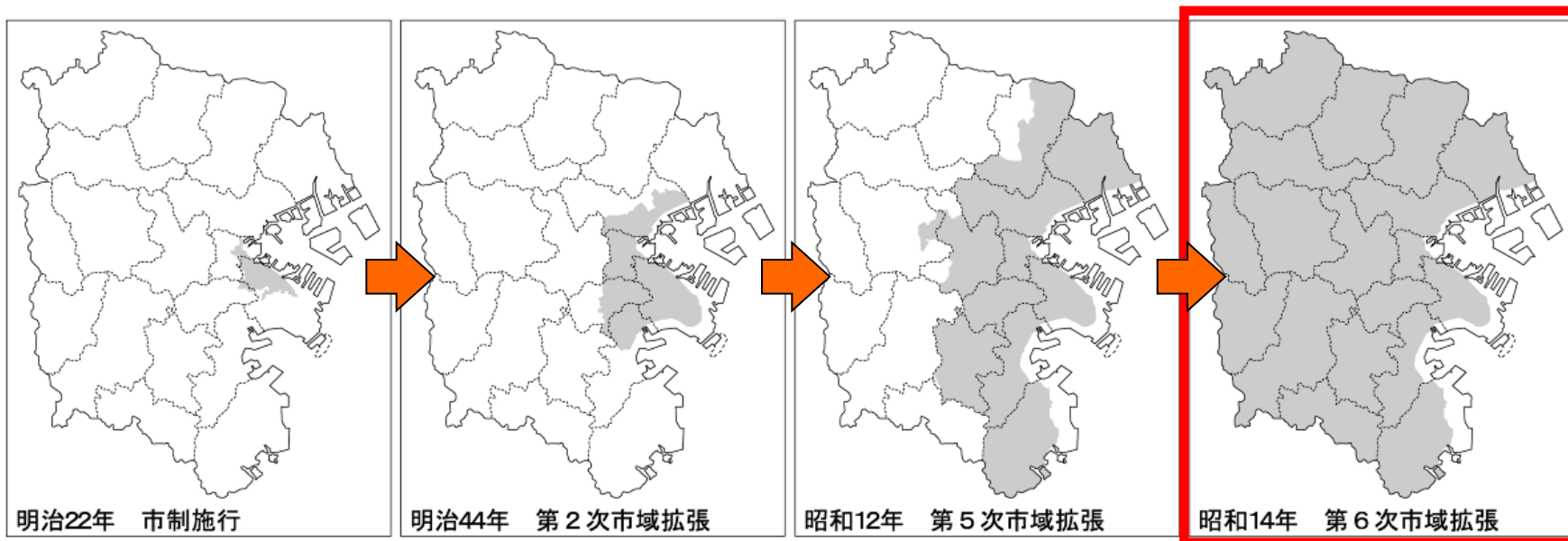
区制施行(5区)

～1994(平成6)年に18区

1939(昭和14)年

横浜市 第6次市域拡張(合併)で、

ほぼ現在の市域に



5.4km²

50年で約75倍に急拡大

400.97km²

(現在は434.98km²)

<明治・大正期の横浜>



横浜市役所(明治44年竣工)
(横浜開港資料館所蔵)



根岸競馬場(明治中期)
(横浜開港資料館所蔵)

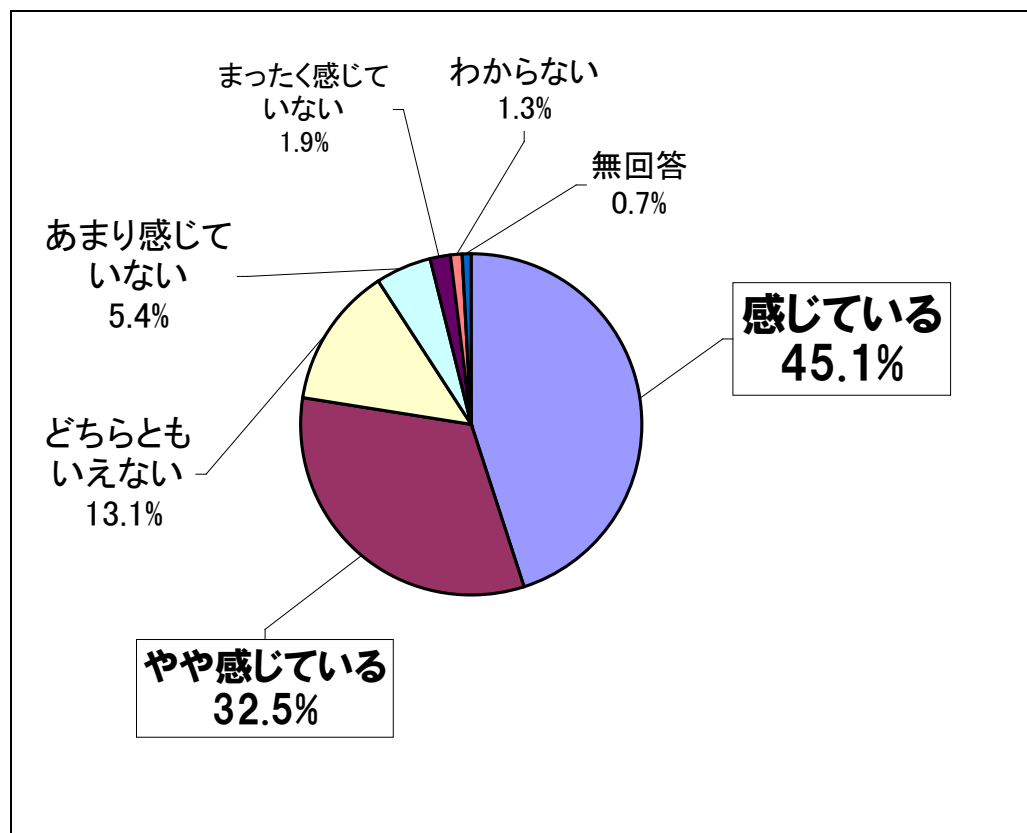


横浜棧橋(大正期)(横浜開港資料館所蔵)

●市民の横浜への愛着と誇り



問)あなたは、「横浜」というまちに対して、愛着や誇りを感じていますか。



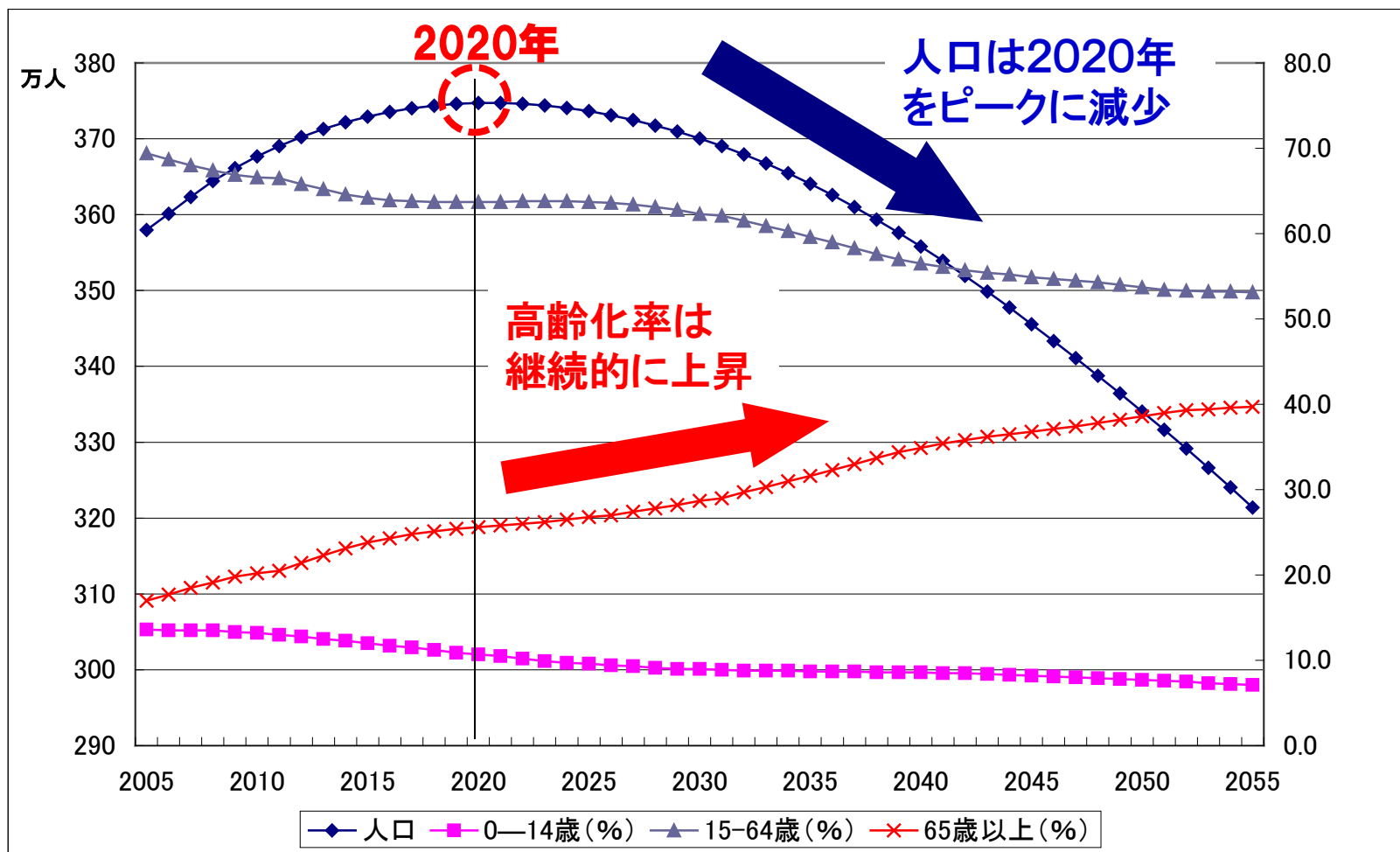
市民の**約8割**が、横浜に愛着や誇りを感じていると答えている。

「平成22年度 横浜市民意識調査」より

2 大都市の現状・課題

● 人口減少と高齢化

横浜市の将来人口推計結果及び年齢3区分別人口割合の推計結果

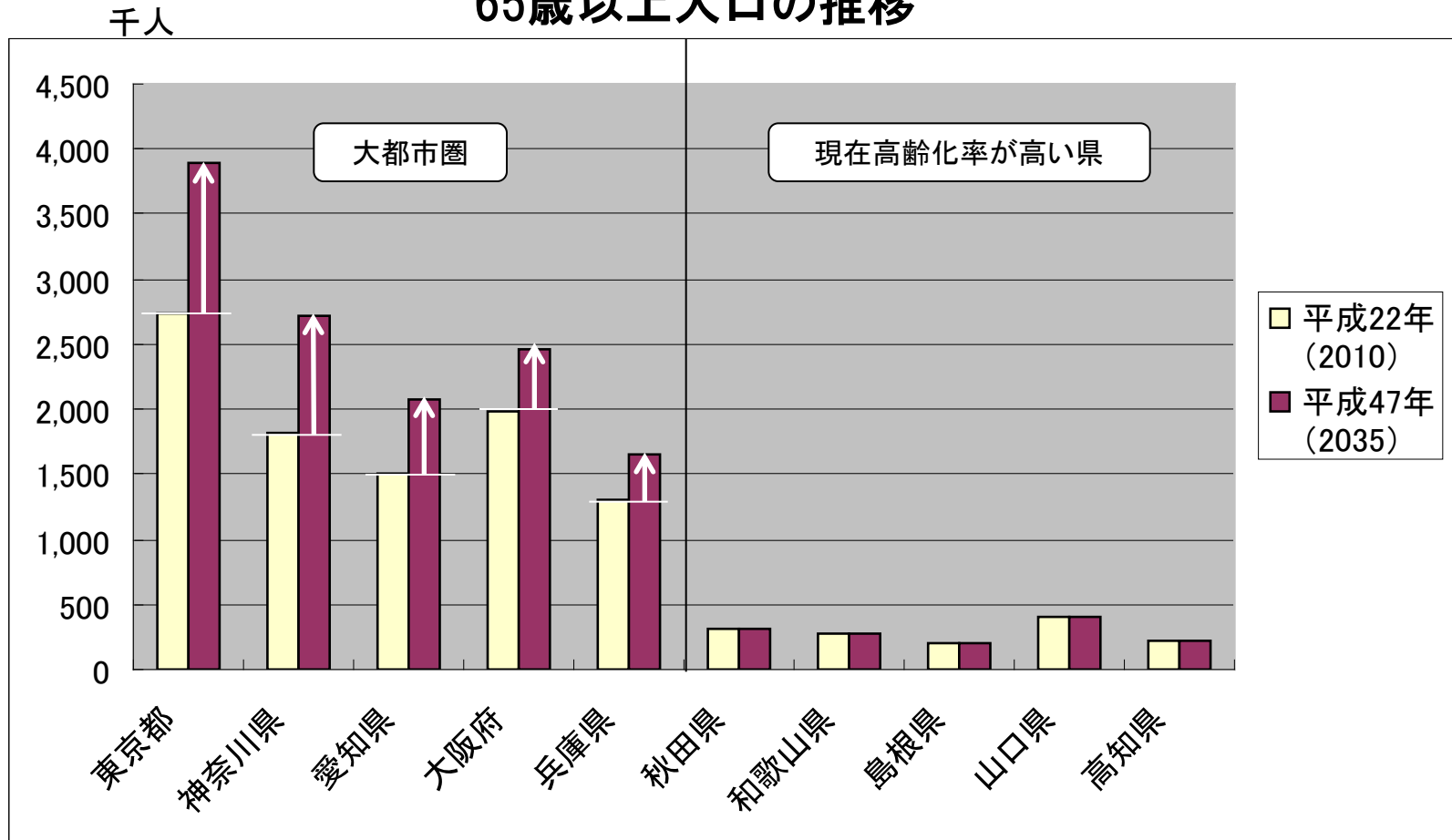


出典：横浜市将来人口推計（平成17年）をもとに作成

● 大都市圏の高齢者人口

大都市圏の高齢者人口は今後大幅に増加

65歳以上人口の推移



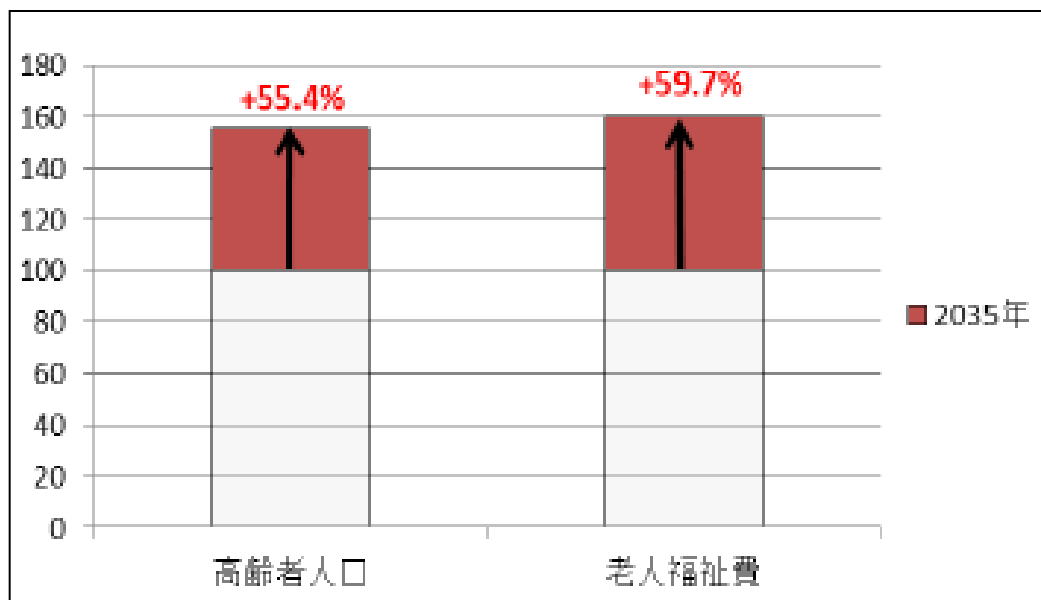
国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」より

●高齡化が財政に与える影響

高齡者数の増加によって、老人福祉が急増

横浜市における高齡者人口と老人福祉費の伸び

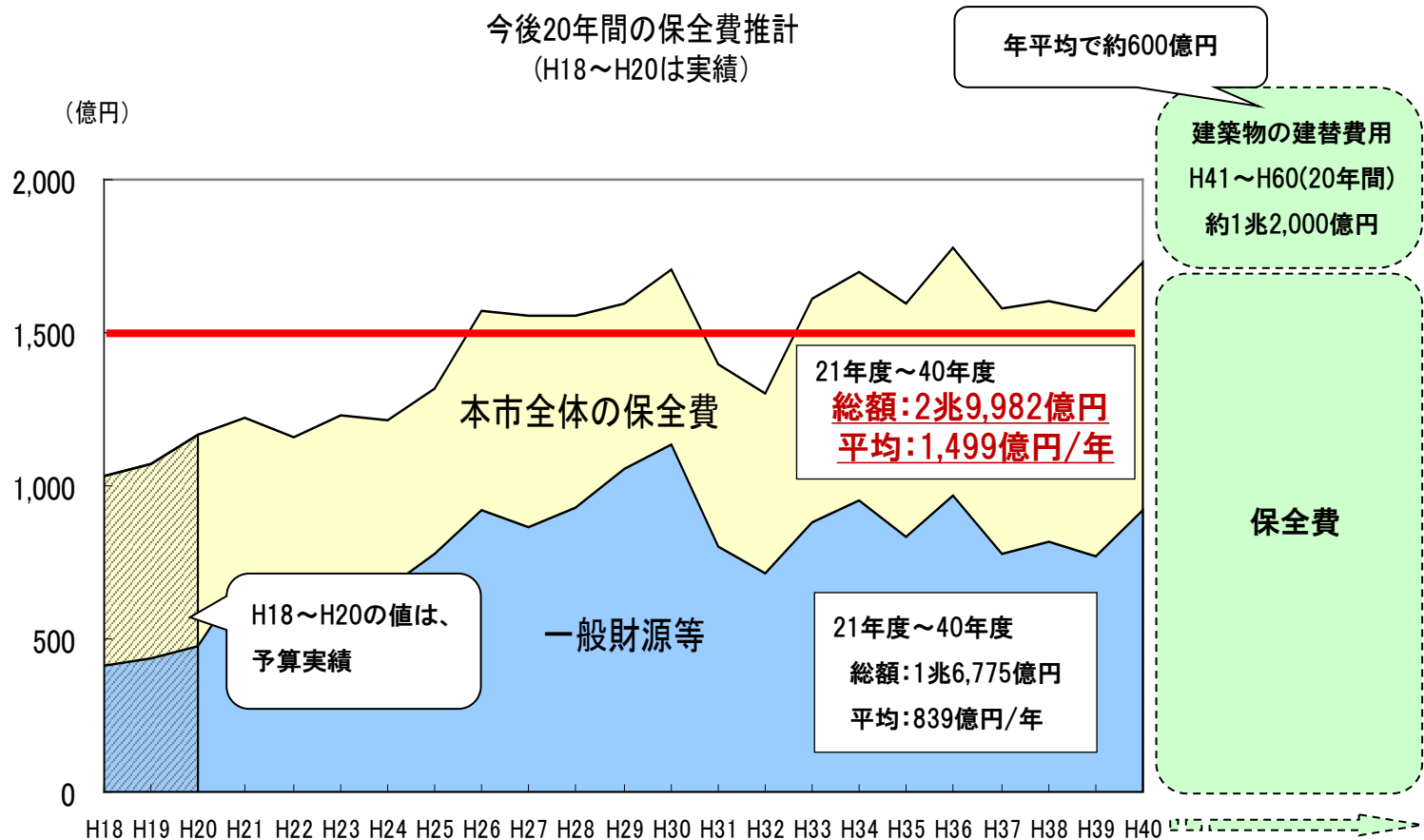
- ・ 高齡者人口について2010年を100としたときの2035年推定伸び率
- ・ 老人福祉費について2009年を100としたときの2035年推定伸び率



出典：第30次地方制度調査会第6回専門小委員会資料

● 公共施設の保全費

20年間で約3兆円、年約1,500億円の保全費が必要



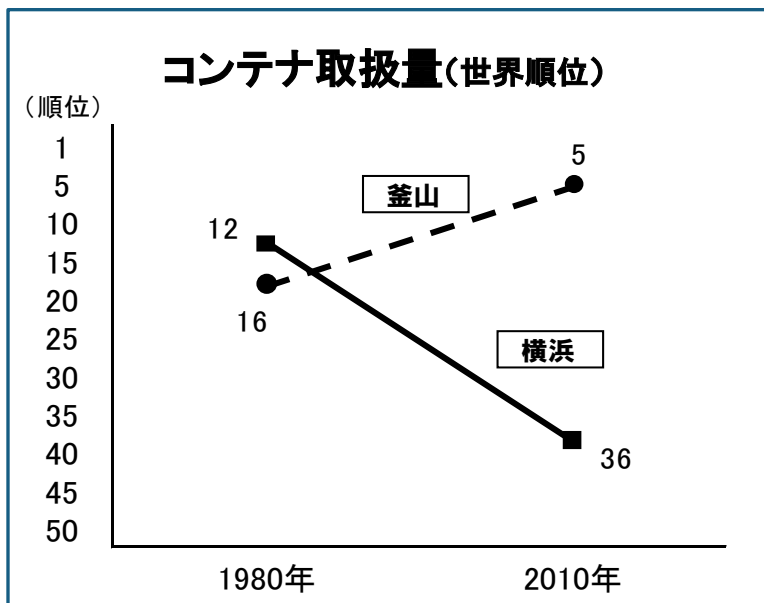
出典: 横浜市都市経営局「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」(平成21年3月)

●都市間競争①(横浜と釜山の比較)



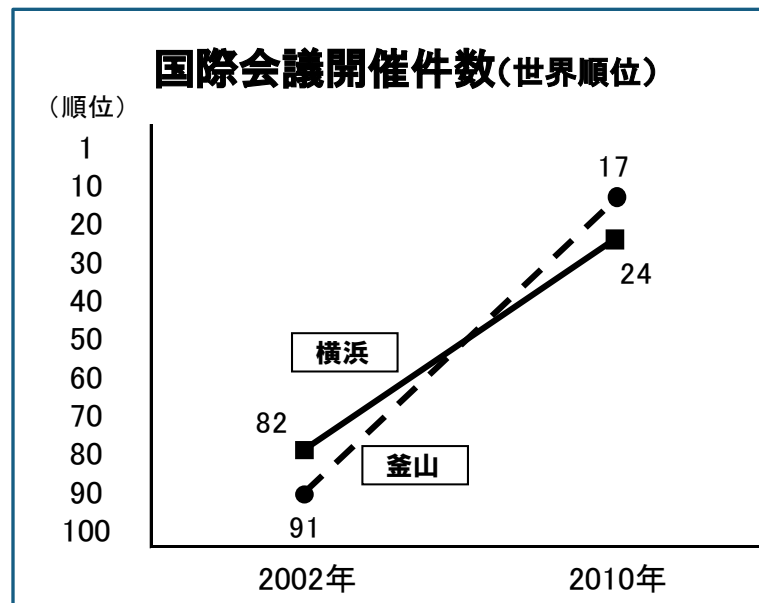
国際競争力の低下

【横浜市と釜山の比較】



横浜
【2010年】
328万TEU
(世界36位)
(日本 2位)

釜山
【2010年】
1,416万TEU
(世界5位)

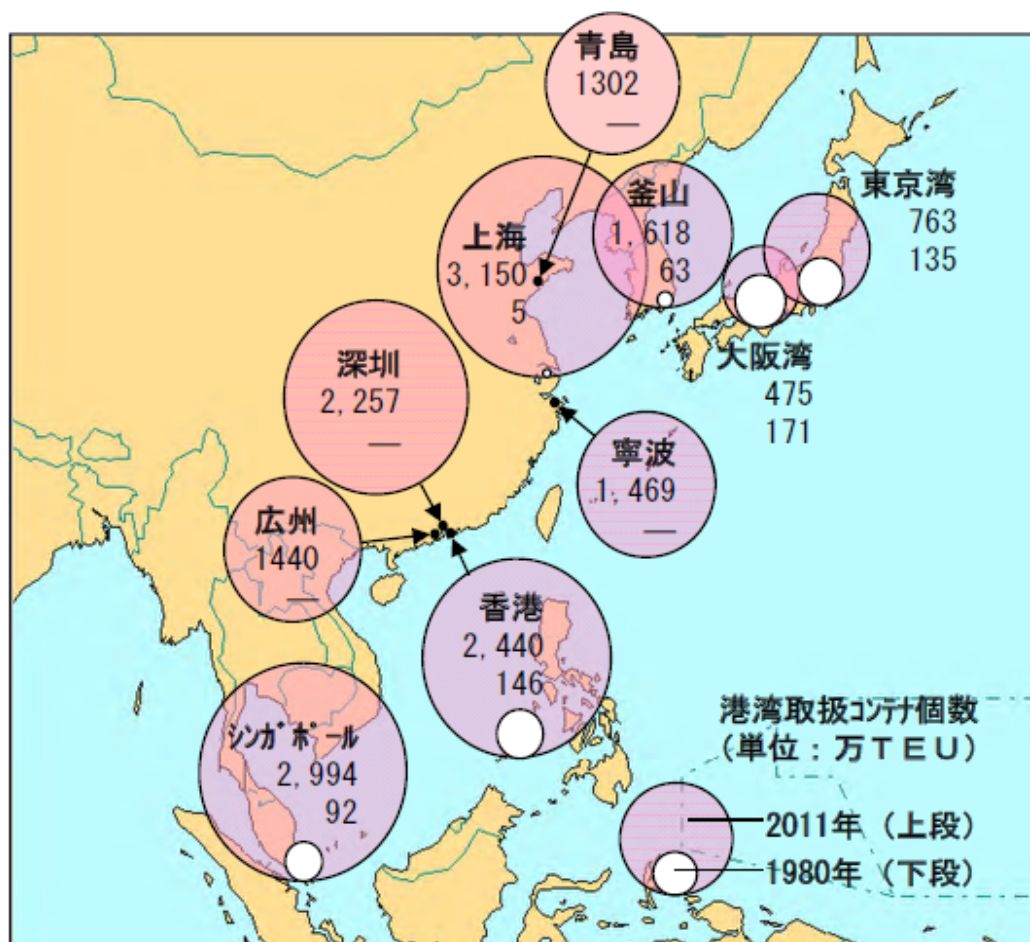


横浜
【2010年】
82件
(世界24位)
(日本 2位)

釜山
【2010年】
93件
(世界17位)

● 都市間競争②(アジア主要港)

アジア主要港のコンテナ取扱個数



※東京湾:東京港・横浜港
大阪湾:大阪港・神戸港

出典:国土交通省港湾局作成資料

● 都市間競争③(コンテナ取扱量ランキング)



世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング

(単位:万TEU)

1980年

2011年(速報値)

	港名	取扱量
1	ニューヨーク/ニュージャージー	195
2	ロッテルダム	190
3	香港	146
4	神戸	146
5	高雄	98
6	シンガポール	92
7	サンファン	85
8	ロングビーチ	82
9	ハンブルグ	78
10	オークランド	78
⋮		
13	横浜	72
⋮		
16	釜山	63
⋮		
18	東京	63
⋮		
39	大阪	25
⋮		
46	名古屋	21

	港名	取扱量
1 (1)	上海	3,150
2 (2)	シンガポール	2,994
3 (3)	香港	2,440
4 (4)	深圳	2,257
5 (5)	釜山	1,618
6 (6)	寧波	1,469
7 (7)	光州	1,440
8 (8)	青島	1,302
9 (9)	ドバイ	1,300
10 (10)	ロッテルダム	1,190
⋮		
27 (25)	東京	455
⋮		
40 (36)	横浜	308
⋮		
47 (48)	名古屋	255
⋮		
49 (49)	神戸	247
※大阪港は上位50位以下のため順位不明		
- (56)	大阪	(228)

[注]外内貿を含む数字

()内は2010年の順位

大阪港については2010年の取扱量

出典:国土交通省港湾局作成資料

3 政令指定都市制度の課題

● 政令指定都市制度の課題①

◇大都市でも、**基本的枠組みは一般市と同じで、部分的な特例があるのみ。**

【主な事務・権限上の課題】

- × **決定・執行権限が府県に一部残る**
- × **大都市に必要な事務・権限が欠如**
- × **非効率な重複行政が発生**

【府県に残る事務権限（主な例）】

教 育	学級編制、教職員定数、給与負担等
子 育 て	幼稚園、認定こども園
医 療	医療計画
産 業 経 済	企業助成、職業訓練・紹介・相談、経済対策基金設置
都 市 計 画 土 地 利 用	市に決定権限がある場合でも協議等が必要、整備・開発及び保全の方針、農地転用許可
河 川 管 理	多くは府県（河川の一部、下水、港湾、水防、水質管理は市）
道 路 交 通	標識・信号機設置、道路使用許可

● 政令指定都市制度の課題②

◇法令により、府県に代わって多くの仕事をしているが、
**不公平な税財政制度のため、仕事量に見合う財源が確保
されていない**



(平成23年度指定都市全市の予算による概算)

【主な税財源上の課題】

- × 特例事務に見合う財源措置が無い
- × 一般市と同じ税制

国・県道管理経費の一部のみ

4 海外の大都市制度

● 海外の大都市制度①



出典：釜山広域市HP

コンテナ取扱量世界第5位(2010)の釜山。
大都市として韓国を牽引している。
【広域自治体である道と同格の広域市】

ヨーロッパ有数の大都市であるミュンヘン。
経済や文化を特徴として発展している。
【広域自治体である郡と同格の特別市】



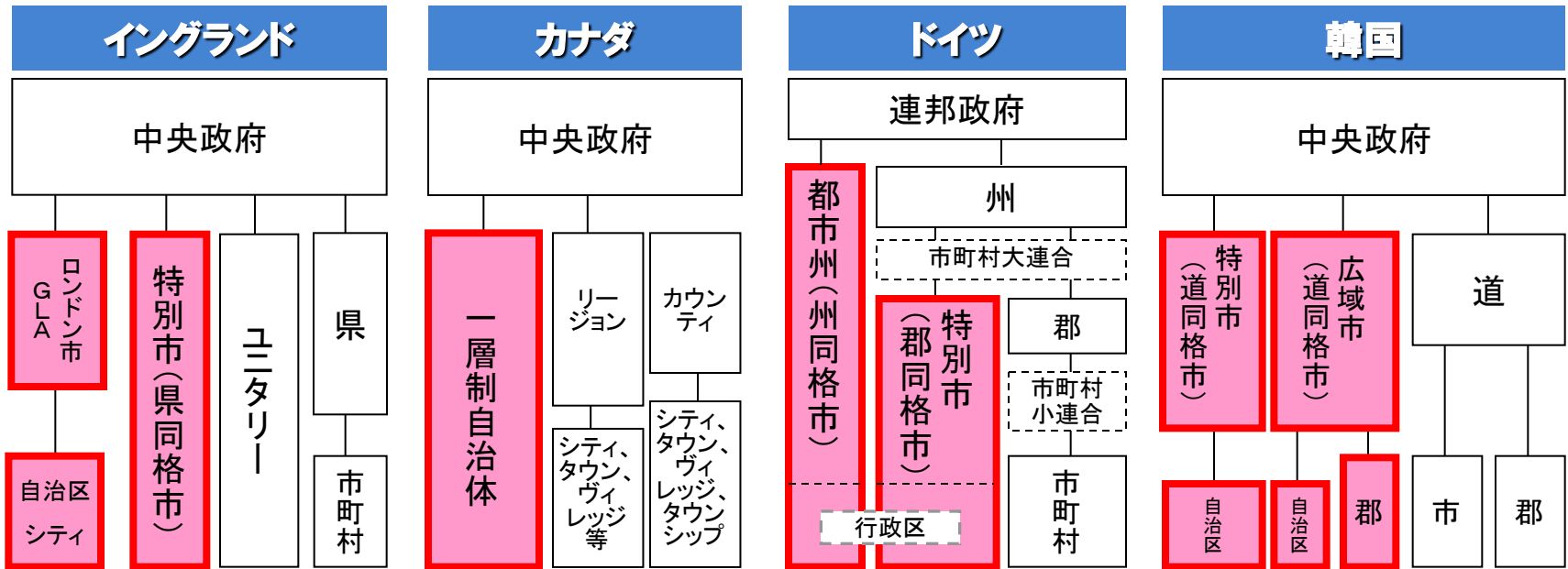
出典：Wikipedia

● 海外の大都市制度②

- 一国多制度。地域特性により地方自治制度は異なる
- 首都以外の都市でも、大都市制度が適用
- 広域自治体の区域外で、広域自治体と同格の市
- 完全に一層制の自治体を採用している国もある

広域

基礎



特別市: マンチェスター、リバプールなど36市

一層制: トロント、オタワ、ハミルトンなど

都市州: ベルリン、ブレーメン、ハンブルク

特別市: ミュンヘンなど約100市

特別市: ソウル

広域市: 釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山

5 新たな大都市制度 「特別自治市」

●新たな大都市制度「特別自治市」①



必要性

◇ 地方自治制度の変遷

特別市制度... 1947(昭和22)年に、「特別市制度」が創設
5大市(名古屋・大阪・京都・神戸・横浜)を想定

— 府県の猛烈な反発 —

指定都市制度... 1956(昭和31)年に、「特別市制度」を廃止
暫定措置として、「指定都市制度」へ移行



半世紀以上続いているが、指定都市制度には
不十分な権限や財源など様々な課題がある。

●新たな大都市制度「特別自治市」②



◇ 横浜市はじめとする大都市を取り巻く課題

- **人口減少、高齢社会の到来**(大都市部は特に深刻)
- グローバル化、情報化の進展による**都市間競争の激化**
- **公共施設の老朽化**による維持・保全の必要性
- 府県との**二重行政の弊害**
- 大都市の役割に見合う**権限・財源がない**

これらの課題の解決に向け、大都市には、効率的な行政運営と、日本経済の発展に資する施策を迅速に実施することが求められている

新たな大都市制度「特別自治市」の実現へ

都市の 役割

住民に最も身近な基礎自治体でもある大都市(指定都市)が持てる力を最大限発揮し、市民サービスの向上と経済の活性化を図る!

●新たな大都市制度「特別自治市」①



「新たな大都市制度創設の基本的考え方(平成22年5月)」

基本的姿勢

- 1 **「国の成長拠点」**となる大都市をつくる
- 2 地方全体を支え、**「他地域と共生」**する大都市をつくる
- 3 **「大都市行政課題を有効に解決」**する
- 4 分権型社会にかなう**「大都市自治を拡充」**する
- 5 **「簡素で効率的な行政」**を実現する

1 「国の成長拠点」となる大都市をつくる



我が国の更なる成長と
発展をけん引

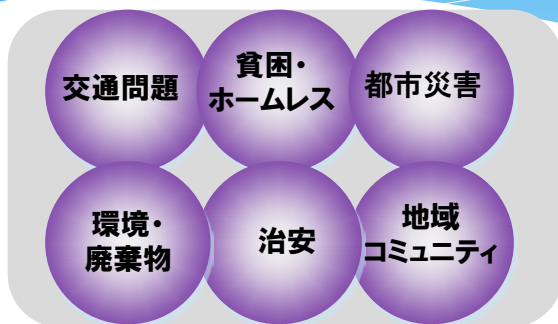
2 地方全体を支え、「他地域と共生」する大都市をつくる

大都市部の税収や
経済効果が周辺地域を
始め全国に循環




大都市も地方も活性化

3 「大都市行政課題を有効に解決」する



大量・多様・複雑な大都市の課題を、地域の実情に即して、効率的・効果的に解決

4 分権型社会にかなう「大都市自治を拡充」する



国や広域自治体の
不要な関与を排除



都市内分権、地域自治を推進

5 「簡素で効率的な行政」を実現する

国・地方を通じて非効率な重複行政を全廃



行政運営の徹底した効率化

●新たな大都市制度「特別自治市」②



「横浜特別自治市大綱素案(骨子)(平成24年6月)」

制度の骨子

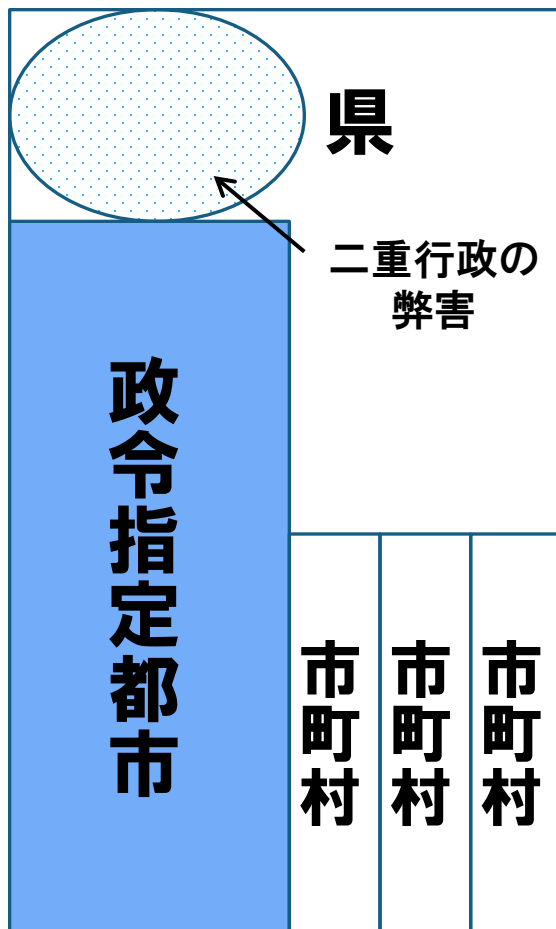
- 1 現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理
- 2 市域内地方税(現行の県税のうち横浜市域部分と市税の全て)を賦課徴収
- 3 近接市町村との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化
- 4 特別自治市内部の自治構造は、都市(市域)全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整、行政運営の効率性と住民自治を両立できる行政区とする

●市域内における市と県の事務統合

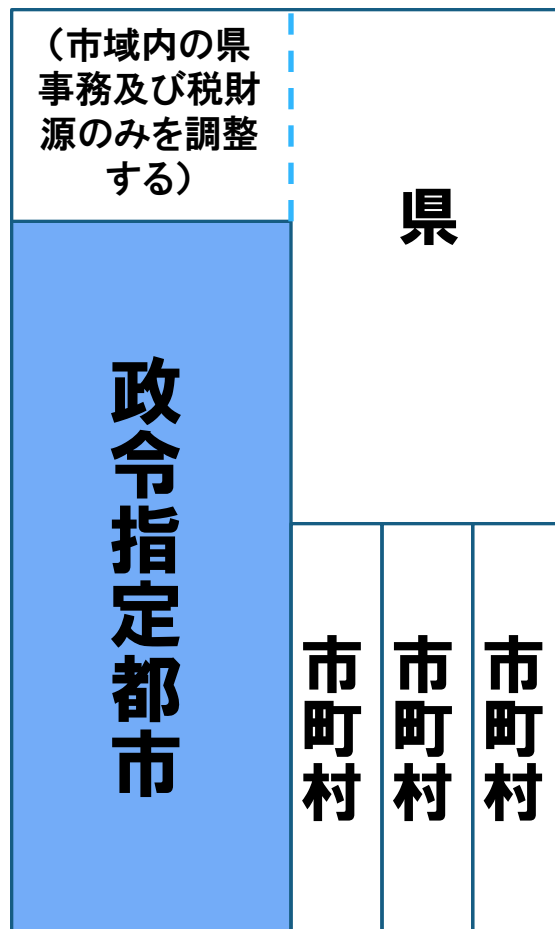


特別自治市構想

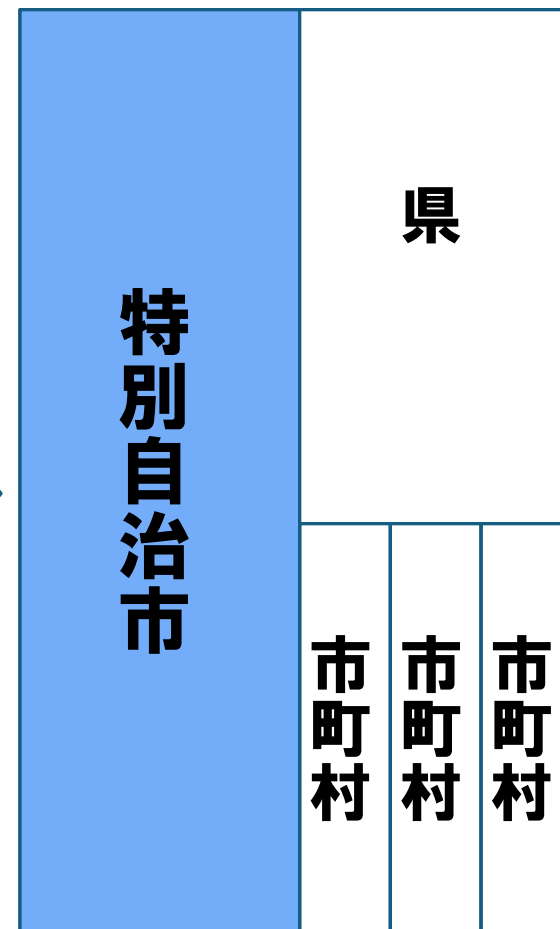
【現行制度】



【移行時】



【特別自治市創設後】



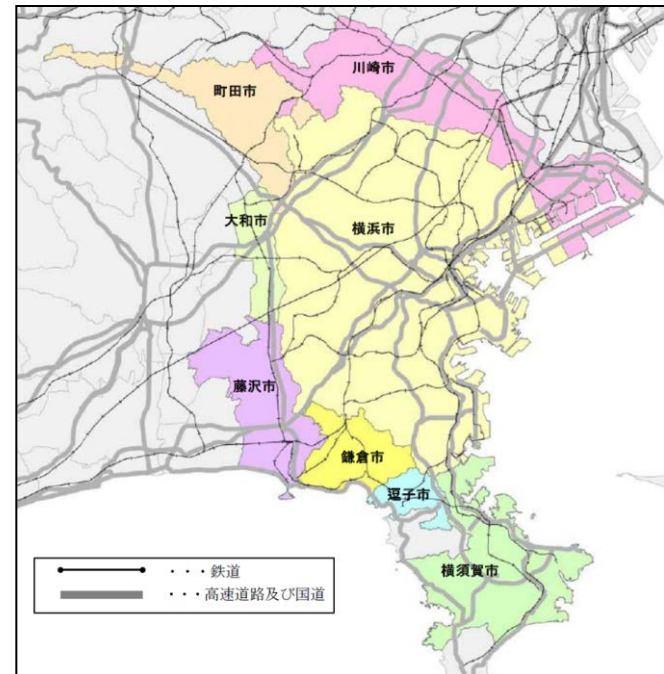
● 広域連携：8市連携市長会議の開催

基礎自治体である8市間において、水平的・対等な連携を構築し、広域的な課題解決を進めることで、圏域全体の更なる発展を目指す。
 (連携の想定例：環境問題、観光振興など)

【構成団体】 横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、大和市、町田市



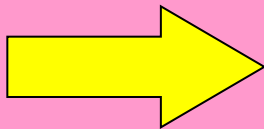
平成23年12月26日第1回市長会議



●住民自治機能の強化(横浜市の取組)



市役所



権限を移譲

行政区(18)

区への分権は
政令市のトップ
ランナー!

- 権限の強化
 - ・個性ある区づくり推進費
 - ・福祉保健センター、
土木事務所を所管
- 自治会町内会
(※高い加入率 77.2%)
※H23.4現在
- 区民会議、地域協議会
(※先進的に取り組む区も)
- 区づくり推進市会議員会議

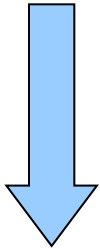


**「大都市の一体性を確保」
したうえで、住民自治を
強化**



● 経済成長を促す好循環

- 二重行政の解消
- 税財源配分の見直し
- 一体的施策の実施



生み出された
財源・施策

成長分野・行政課題に
積極的に投資！

経済の好循環
を実現させる

宿泊者数増、企業立地、
就業者数増に伴う税収増

文化・芸術

DANCE
DANCE
DANCE
at YOKOHAMA 2012

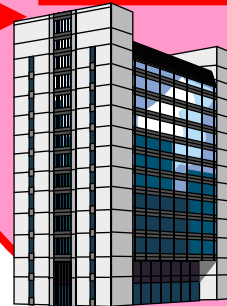
子育て・教育



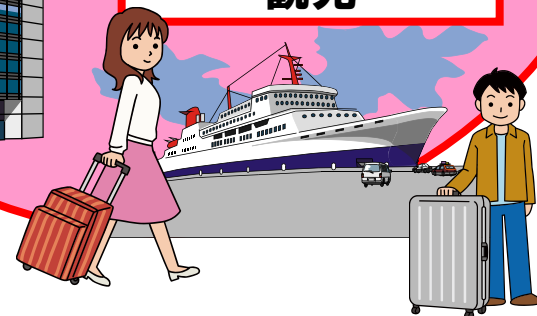
MICE



経済



観光



ご清聴ありがとうございました。